

## 第4章 平成27年表作成要領

### 1 作成の目的

現状における島根県経済の構造を明らかにし、行政諸施策の立案、本県経済の分析等に用いる基礎資料とするため、平成27年に県内で生産された財・サービスの産業間の取引関係や、各産業の生産と最終需要の関係などを取りまとめた産業連関表を作成する。

### 2 取引基本表の基本的考え方

#### (1) 対象期間

平成27年（2015年）1月～12月（暦年）とする。

産業連関表は、西暦年の末尾が0または5の年を対象年次として作成している。

ただし、前回表については、「経済センサスー活動調査」を基礎資料として用いる関係から、例外的に対象年次を平成23年（2011年）としている。

#### (2) 対象範囲

島根県内における全ての財・サービスの生産活動及び取引を対象とする。

#### (3) 部門分類

部門分類は全国表との比較を考慮し、国の部門分類に準じ次のとおりとする。

##### ① 内生部門の分類

公表部門は統合中分類以下とする。

〔基本分類〕 391（列）× 509（行）

〔統合小分類〕 187（列）× 187（行）

-----  
公表 〔統合中分類〕 97（列）× 97（行）

↓ 〔統合大分類〕 39（列）× 39（行）（農業、林業、漁業を特掲）

〔産業大分類〕 13（列）× 13（行）

部門分類は原則として財・サービスを生産する「アクティビティベース」によって行う。「経済センサスー活動調査」等では、同一事業所内で二つ以上の活動が行われている場合には、その主たる活動によって格付けされるが（事業所ベース）、産業連関表の部門分類では、それぞれの生産活動ごとに分けて分類する（アクティビティベース）。

アクティビティ別に詳細に作成された細品目（約3,400）で生産額を推計し、前述の分類に順次統合する。なお、統合中分類における部門数は、秘匿の関係などから、国の部門分類数よりも少なくなっている。

##### ② 外生部門の分類

原則として、県民経済計算と整合性のとれた分類とした。ただし、投入係数の安定などの観点から、最終需要部門及び粗付加価値部門に「家計外消費支出」を設けている。

#### (4) 表の形式

地域内競争移輸入表とする。

##### ① 「地域内表」と「地域間表」

地域内表とは、一つの地域内の経済活動を対象として作成した表であり、地域間表とは同時に二つ以上の地域を対象として、それぞれの地域の産業構造と地域間相互の取引関係を表にしたものである。

本県では、作成の目的が島根県内の産業間取引の把握にあること及び資料上の制約などの理由から地域内表とする。

② 「競争移輸入型」と「非競争移輸入型」

競争移輸入型とは、中間需要部門や最終需要部門の各計数について移輸入品と県内産品を区別せずに合計して計上し、移輸入欄で一括して控除する方式である。この方式は、移輸入品の消費率に需要部門間の差がないという仮定をおいて分析することになるが、投入係数が安定的に捉えられるため経済の予測・計画に適している。

これに対し、非競争移輸入型とは県内産品と移輸入品を区別して記録する方式である。この方式は、現実の移輸入の消費構造が明らかにされているため経済構造の現状分析には適しているが、投入係数が安定的に捉えられない。

本県では資料的制約もあり、経済の予測・計画に適している競争移輸入型とする。

(5) 価格評価

実際価格による生産者価格評価とする。

① 「実際価格」と「統一価格」

実際価格とは個々の取引を、各取引ごとの実際の価格で評価する方法である。これに対し、同一の財については実際の取引価格の如何を問わず均一の価格で評価する方法を統一価格という。実体経済の中では、たとえ同一の財・同一量の生産物であったとしても、同一価格で取引されるとは限らない。これは、地理的または時期的な要因及び需給状況や取引形態の相違に基づくものである。

本県では、経済取引の実態を表すことを考慮し、実際価格とする。

② 「生産者価格評価」と「購入者価格評価」

生産者価格と購入者価格の違いは、個々の取引に流通経費（商業マージン、県内貨物運賃）を含むか含まないかである。生産者価格評価では、個々の取引を流通経費を含まない生産者の出荷価格で記録し、流通経費は購入側の部門（列）と商業（行）及び運輸（行）の交点に一括計上する。これに対して購入者価格評価では、流通経費を個々の取引に含めて計上する。

生産者価格評価表は、投入係数が安定的であることから産業連関分析に適しており、購入者価格評価表は、現実の取引認識に近い価格であるため、各列部門の生産原価の構成を読み取ることが容易である。

本県では、生産者価格評価とする。

(6) 輸出品及び輸入品の価格評価

普通貿易の輸出品は、生産者価格評価表の場合は、国内向けの財と同様に工場渡しの生産者価格で評価し、購入者価格評価表の場合は、本船渡しFOB（Free on Board）価格（商業マージン及び県内貨物運賃込みの価格）で評価する。

推計資料として用いられる貿易統計（財務省）は、普通貿易の輸出品が本船渡しのFOB価格で表示されているため、購入者価格評価表の場合にはそのまま利用すること

ができるが、生産者価格評価表の場合には、FOB価格から、別途、工場から本船までの間に要した商業マージン及び県内貨物運賃を差し引いた価格によって評価する。

普通貿易の輸入品は、国際貨物運賃及び保険料が含まれたCIF（Cost Insurance and Freight）価格によって評価する。

なお、取引基本表の各セルの輸入品の取引額は、CIF価格に「（控除）関税」及び「（控除）輸入品商品税」を加えたものが計上されている。

#### （７）消費税の取扱い

実際の取引額に基づき、そのまま税額を含めた表示（「グロス表記」）とする。

なお、消費税の納税額は、粗付加価値部門の間接税に含める。

#### （８）屑・副産物の取扱い

原則として「マイナス投入方式」によって処理する。マイナス投入方式では、図5-1の例の場合、石油化学部門の生産は合成樹脂原料の（100）であるが、副産物として発生したLPG（10）を、LPG部門からマイナス投入（つまり販売）したこととする。したがって、マイナス投入方式を採用した屑・副産物の発生額は行、列いずれにも県内生産額としては計上されない。

図5-1 屑及び副産物と再生資源回収・加工処理部門の表章形式

|             | ... | 石油<br>化学 | 合成<br>樹脂 | LPG | 再生<br>資源 | ... | ... | 家計<br>消費 | ... | 生産額 |
|-------------|-----|----------|----------|-----|----------|-----|-----|----------|-----|-----|
| 石油<br>化学    |     |          | 100      |     |          |     |     |          |     | 100 |
| LPG         |     | -10      |          |     |          |     |     | 10       |     | (0) |
| 再生<br>資源    |     |          |          |     |          |     |     | 8        |     | (8) |
| 回収・加<br>工経費 |     |          |          |     | 5        |     |     |          |     |     |
| 雇用者<br>所得   |     |          |          |     | 3        |     |     |          |     |     |
| 生産額         |     | 100      |          |     | (8)      |     |     |          |     |     |

注）図の見方

- ① 石油化学部門は、製品として合成樹脂を産出（ヨコ方向）
- ② 石油化学部門は、合成樹脂の生産のために合計100を投入（タテ方向）
- ③ 石油化学部門は、LPG 10を副産物とする。
- ④ 再生資源（再生資源回収・加工処理部門）の屑・副産物の回収・加工処理経費を5、付加価値を3とする。設例の回収・加工経費は、例えば回収経費のガソリン代が属する部門を表現している。

#### （９）特殊な取扱い

##### ① 商業部門及び運輸部門の取扱い

取引基本表は取引実態を記録するものであるが、現実の取引活動では、通常、商業及び運輸部門を経由して行われるものが大部分である。もし、これを取引の流れに従って忠実に記録しようとするれば、部門間の取引関係は非常に分かり難いものとなる。

よって、産業連関表では、商業及び運輸部門を経由することなく部門間の直接取引が行われたように記録し、商業マージン及び貨物運賃を購入者側の部門（列）と商業（行）及び運輸（行）の交点にそれぞれ一括計上する。

##### ② コスト商業及びコスト運賃

商業及び運輸部門には前述①のような通常の流通経費とは別に、直接的な費用として処理される特別な商業活動及び運輸活動がある。これらを「コスト商業」及び「コスト運賃」とよび、各列部門の生産活動に要したコストとして、それぞれ行部

門の「商業」及び「運輸」との交点に計上する。

ア コスト商業

中古品の取引などが挙げられる。具体的には家計における中古乗用車等の取引や固定資本形成に該当する中古のバス・トラック等の取引マージンをコスト商業として扱い、取引マージンだけを計上する。

イ コスト運賃

次のものが挙げられる。

(ア) 生産工程の一環として行われる輸送活動（つまり、生産した後の流通段階ではなく、生産段階における輸送活動）に伴う経費

(イ) 引越荷物、旅行手小荷物、郵便物、中古品、霊きゅう、廃棄物・廃土砂などに係る輸送費用

③ 帰属計算

次のものについて帰属計算を行う。

ア 金融の帰属利子

イ 生命保険及び損害保険の帰属保険サービス

ウ 社会資本に係る資本減耗引当

エ 持家住宅及び給与住宅に係る住宅賃貸料

帰属計算とは、見かけ上の取引活動は行われていないが、実質的な効用が発生し、その効用を受けているものが現に存在している場合について、その効用を市場価格で評価し、その効用を発生させている部門の生産額として計算することを行う。産出先は、その効用を受けている部門である。

ア 金融の帰属利子

金融部門の活動は、(ア) 預貯金の管理、受付及び融資業務、(イ) 金融証券の発行、引き受け、信託及び信用保証等の業務の二つに大別できるが、このうち、前者に伴う利鞘については、金融部門が、資金の貸手と借手との取引をつなぐための仲介サービスをしていると考えられる。金融部門に係るこのような活動を「金融仲介サービス」と呼び、それに伴う付加価値を、93SNAから提唱された概念である「F I S I M」(Financial Intermediation Services Indirectly Measured : 間接的に計測される金融仲介サービス)に基づいて次のように計算し、県内生産額とする。

[ 国内生産額 = 借り手側FISIM + 貸し手側FISIM ]

借り手側FISIM = 貸出残高総額 × ( 運用利子率 - 参照利子率 )

貸し手側FISIM = 預金残高総額 × ( 参照利子率 - 調達利子率 )

運用利子率 = 貸出金受取利息総額 / 貸出残高総額

調達利子率 = 預金支払利息総額 / 預金残高総額

参照利子率 = 参照利子率算出用利息総額 / 参照利子率算出用残高総額

イ 生命保険及び損害保険の帰属保険サービス

生命保険及び損害保険の部門は、

(受取保険料 + 資産運用益) - (支払保険金 + 準備金純増)

で計算される帰属保険サービスを生産しているものとして扱う。

その産出先は、生命保険は全額が家計消費支出、損害保険は家計消費支出のほか、内生部門にも産出する。

ウ 社会資本に係る資本減耗引当

減価償却を行っていない道路・ダム等の社会資本や政府の建設物等についても、減価償却分を帰属計算し、社会資本減耗等引当に計上する。

エ 持家住宅及び給与住宅に係る住宅賃貸料

実際に家賃の支払いを伴わない持家住宅や給与住宅は、通常の借家と同様、家賃を支払って借りて住んでいるものとみなし、その家賃を市中の粗賃貸料で評価し、「住宅賃貸料」部門の生産額として帰属計算し、原則として全額を家計に産出する。

④ 仮設部門の設定

次の仮設部門を設定する。

- ア 事務用品
- イ 鉄屑、非鉄金属屑及び古紙
- ウ 自家輸送（旅客及び貨物自動車）

産業連関表の部門は、アクティビティに基づき設定されるが、その中には独立した一つの産業部門とは考えられないものがいくつか含まれる。これらは取引基本表を作成する上での便宜や利用目的を考慮して設けられたものであり、「仮設部門」として表章される。仮設部門には分類コードの末尾に「P」を付す。

なお、仮設部門には付加価値は計上しない。

ア 事務用品

各部門で共通的に使用されている鉛筆、消しゴム、罫紙等の事務用品は、企業会計上は、一般的に消耗品として一括処理されることが多いこともあり、これらを生産する各部門は、当該品目を「事務用品」部門へ産出し、各需要部門は、これらを「事務用品」部門から一括して投入する。

なお、事務用品部門を仮設部門として特掲することにより、その限りにおいて独立した生産活動としての地位を認めたこととなり、表全体の県内生産額は、事務用品の分だけ大きくなるので注意を要するが、付加価値には変化がない。

イ 鉄屑、非鉄金属屑及び古紙

屑及び副産物は、原則としてマイナス投入方式で処理される。この場合、副産物については、それを主産物とする部門（行）が存在するので、処理できる。しかし、鉄屑、非鉄金属屑及び古紙については、そもそもこれらを主産物とするような部門がないため、発生及び投入の処理ができないこととなる。このため、行部門についてのみ、仮設部門として「鉄屑」、「非鉄金属屑」及び「古紙」の各部門を設けて処理する。

なお、その他の屑については、関係の深い原材料部門（例えば、「ガラスびん」については「その他のガラス製品」）に格付けて処理する。

ウ 自家輸送（旅客及び貨物自動車）

企業が生産活動を行う上で、ある産業分野の活動を自社内で賄ってしまう場合

がある。例えば、輸送活動、こん包活動、自社内教育、自社内研究開発、広告活動、情報処理サービス等である。

産業連関表は、アクティビティでの分類を原則とすることから、こうした自家活動は、厳密に言えば、それぞれ運輸業や教育、研究、情報処理の各部門に格付けされるべき生産活動である。しかし、これらの活動は、通常、各部門における活動の一部としてその中に埋没した形で行われているため、これらだけを切り離してその全体的な投入構造を把握することは、ほとんど不可能である。

このため、平成2年表から「自家用自動車輸送部門」のみが設定されている。

表章形式は、自家活動に必要な財・サービスを一旦自家活動部門（仮設部門）に産出して、各需要部門は財・サービスが一括「自家活動」という商品を購入することとなる。投入費用の推計は内生部門のみである。

なお、これら自家活動部門を仮設部門として特掲することにより、その限りにおいて独立した生産活動としての地位を認めたこととなり、表全体の県内生産額は、それだけ大きくなるので注意を要するが、付加価値には変化がない。

#### ⑤ 物品賃貸業の取扱い

物品賃貸業については、「所有者主義」により推計する。

所有者主義は、実態に即しその生産設備を所有する部門にその経費等を計上するという考え方であり、「使用者主義」は、所有者が誰であるのか、経費負担は誰が行うのかを問わず、その生産設備を使用した部門に経費を計上する考え方である。

近年の物品賃貸業のウエイトの高まりに伴い、これを独立した部門として捉える必要があること、使用者主義による推計は基礎統計の現状からみて非常に困難となっていることから、平成2年表からは、物品賃貸業を全面的に所有者主義で扱っている。

#### ⑥ 「分類不明」部門

他のいずれにも属さない財・サービスの生産活動を範囲とするが、行及び列部門の推計上の誤差の集積部門としての役割もある。このため、分類不明にはマイナスの計数が計上されることもある。

#### (10) 付帯表の作成

「雇用表」を作成する。

#### (11) 過去表との比較

5年ごとに作成されている各年次の産業連関表は、その基本フレームに大きな変更がなくても、作成の都度部門の設定、各部門の概念・定義及び範囲等の変更が行われており、そのままでは従来表との比較が困難である。本来であれば、各年次の産業連関表を時系列比較し、その間の経済構造等の変化を分析するためには、それぞれの産業連関表の部門の概念・定義等を統一した上で、改めて計数を推計し直した「接続産業連関表」が必要となるが、現在のところ本県では作成していない。

### 3 平成23年表からの主な変更点

平成23年表からの変更内容は国に準じており、主な変更点は次のとおりである。

## (1) 部門分類

平成27年全国表では、日本標準産業分類の改定（平成25年10月改定、平成26年4月1日施行）及び経済構造・社会情勢の変化等を踏まえて見直しが実施されており、本県も国に準じて変更を行っている。

### ① 基本分類「学校給食」

前回表では、「製造業」中の統合小分類「その他の食料品」に含めていたが、「サービス」中の統合小分類「学校教育」へ移動した。

### ② 基本分類「保育所」

前回表の基本分類「社会福祉（国公立）★★」（※）、「社会福祉（非営利）★」（※）及び「社会福祉（産業）」の各部門から分割し、新たに「保育所」部門を新設した。

### ③ 基本分類「飲食店」及び「持ち帰り・配達飲食サービス」

前回表の基本分類「飲食サービス」部門を、「飲食店」及び「持ち帰り・配達飲食サービス」の各部門に分割し、名称を変更した。

※ 部門名称の「★」は、生産活動主体を次のように表している。

- |   |                      |
|---|----------------------|
| { | ★★：非市場生産者（一般政府）      |
|   | ★：非市場生産者（対家計民間非営利団体） |
|   | 無印：市場生産者             |

## (2) 最終需要部門及び粗付加価値部門

### ① 「調整項」

前回表では、移輸出の内訳であった「調整項」を県内最終需要の1部門に位置付けて計上したが、平成27年表では国の変更に合わせて部門を削除し、相当額を「移輸出」部門に計上した。

### ② 「家計外消費支出」及び「雇用者所得」

娯楽・スポーツ費を「家計外消費支出」（福利厚生費）部門から分割し、「雇用者所得」（その他の給与及び手当）に含めた。

## (3) 2008SNAへの対応

現在、我が国の国民経済計算（内閣府）は、国連統計委員会の勧告である「System of National Accounts 2008」（以下「08SNA」という。）に準拠しており、産業連関表においても、国民経済計算の対応を踏まえ、平成27年全国表において一部対応が図られている。本県も国に準じて以下の変更を行っている。

### ① 県内総固定資本形成（公的）

「研究開発の固定資本としての計上」、「所有権移転費用の精緻化」及び「防衛装備品支出の県内総固定資本形成及び原材料在庫純増への計上」に対応するため、定義・範囲を拡張した。

また、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は固定資産とみなし、同部門に含めた。

### ② 県内総固定資本形成（民間）

「研究開発の固定資本としての計上」及び「所有権移転費用の精緻化」に対応するため、定義・範囲を拡張した。

また、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は固定資産とみなし、同部門に含めた。

③ 原材料在庫純増

「防衛装備品支出の県内総固定資本形成及び原材料在庫純増への計上」に対応するため、定義・範囲を拡張した。

## 4 推計方法

### (1) 生産額の推計

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

県内生産額とは、県内で行われた生産活動により、作成対象期間中に生産された生産物の価格の総計で、産業連関表のヨコとタテの最後に位置し、行及び列の両面をコントロールする極めて重要な数値である。このことから、生産額のことを特にコントロール・トータルズ(Control Totals)、略してCTともいう。

推計にあたっては、全国表の10桁分類ごとに推計するように努め、総務省「平成27年（2015年）産業連関表－総合解説編－」（令和2年1月）、産業連関部局長会議「平成27年（2015年）産業連関表作成基本要綱」（平成29年8月）等を参考とする。

① 農業

【定義と範囲】

この部門は、米、麦、野菜等の耕種農業、畜産及び農業サービスの生産活動である。生産額には、上記の生産活動による財・サービスのほか、きゅう肥等の副産物、動植物の育成成長分及び農家の自家消費分も含まれる。

【推計方法】

「生産農業所得統計」、「島根農林水産統計年報」、「農林水産省統計表」、「農林業センサス」、関係機関資料等により推計する。

② 林業

【定義と範囲】

この部門は、育林、素材、特用林産物の生産活動である。生産額には、収穫物のほか立木の保護育成が含まれる。

なお、林道、治山等の農業土木は、建設部門に含まれる。

【推計方法】

「生産林業所得統計報告書」、「生産農業所得統計」等を用いて推計する。

③ 漁業

【定義と範囲】

この部門は、沿岸漁業、沖合・遠洋漁業及び海面養殖業からなる海面漁業と河川、湖沼等の内水面漁業・養殖業の生産活動である。

【推計方法】

「生産農業所得統計」、「漁業・養殖業生産統計」、「漁業センサス」、関係機関照

会資料等により属人主義で推計する。

④ 鉱業

【定義と範囲】

この部門は、石炭・原油・天然ガス、砂利・採石、碎石、鉄鉱石、非鉄金属鉱物、石灰石、窯業原料鉱物、他に分類されない鉱物の生産活動である。

【推計方法】

「経済センサスー活動調査組替集計」、「碎石統計年報」、関係機関資料等により推計する。本県において、平成27年中に生産活動がなされたのは、砂利・採石、碎石、窯業原料鉱物、他に分類されない鉱物である。

⑤ 製造業

【定義と範囲】

この部門は、日本産業分類における大分類「E製造業」を主体とする。

【推計方法】

「経済センサスー活動調査組替集計」から得られる数値については、

$$C T = \text{製造品出荷額} + \text{製造品在庫額増減}$$

により推計し、これで得られない数値については、「経済産業省生産動態統計調査」、「畜産物流調査」、「6次産業化総合調査報告」、「牛乳乳製品統計」、「水産加工統計調査」等から推計する。

⑥ 建設

【定義と範囲】

この部門は、国、地方公共団体及び民間が県内で行った土木・建築活動であり、建築、建設補修、土木からなる。なお、これらの建設工事に係る用地費等は生産額に含めない。

【推計方法】

「建築統計年報」、「建設工事施工統計」、「建設総合統計」、「建設工事受注動態統計調査報告」、「道路統計年報」等により推計する。

⑦ 電力・ガス・水道

【定義と範囲】

この部門は、電力、都市ガス、熱供給業、水道の生産活動である。

電力は、県内における事業用火力発電、火力発電を除く事業用発電等による販売用の発電・送配電と自家発電からなり、水道は、上水道、下水道、工業用水からなる。

【推計方法】

「有価証券報告書（中国電力）」、「電力統計情報（電気事業連合会ホームページ）」、「ガス事業年報」、「島根県企業局決算概要」、「島根県市町村財政概況」等により推計する。

⑧ 商業

【定義と範囲】

この部門は、商品を仕入れて販売する卸売・小売の活動である。当部門の生産額

の概念は、他の部門と異なり、商業マージン額を生産額とする。

**【推計方法】**

「経済センサスー活動調査組替集計」等により推計する。

⑨ 金融・保険

**【定義と範囲】**

この部門は、金融と保険の生産活動である。

**【推計方法】**

県民経済計算推計値を修正して、前項で述べた方法で推計する。

⑩ 不動産

**【定義と範囲】**

この部門は、不動産仲介及び賃貸、住宅賃貸料の生産活動である。住宅賃貸料の生産額は、家賃収入と帰属家賃に分けられる。帰属家賃とは、持家住宅及び給与住宅を市中家賃の賃貸料で評価したものである。

**【推計方法】**

不動産仲介については、「経済センサスー活動調査組替集計」により推計する。不動産賃貸、住宅賃貸料については、県民経済計算推計値を修正して推計する。

⑪ 運輸・郵便

**【定義と範囲】**

この部門は、鉄道輸送、道路輸送、水運、航空輸送、貨物利用運送、倉庫及び運輸附帯サービス、郵便・信書便からなる。

**【推計方法】**

県民経済計算の推計値を修正して推計する。

また、「経済センサスー活動調査組替集計」、「同一基礎調査」、「貨物・旅客地域流動調査報告」、「鉄道輸送統計年報」、「港湾統計」、「航空輸送統計年報」等により全国C Tを按分して推計する。

⑫ 情報通信

**【定義と範囲】**

この部門は、通信、放送、情報サービス、インターネット附随サービス、映像・文字情報制作の生産活動である。

**【推計方法】**

県民経済計算の推計値を修正して推計する。また、「経済センサスー活動調査組替集計」、業務資料等により全国C Tを按分して推計する。

⑬ 公務

**【定義と範囲】**

中央政府、地方政府等の政府関係機関の生産活動を、一般に非市場生産者（一般政府）として分類しているが、そのうち、教育、研究等「準公務」に格付けされる部門を除いたものである。

**【推計方法】**

県民経済計算推計資料等を用いて推計する。

⑭ サービス

【定義と範囲】

この部門は、廃棄物処理、教育・研究、医療・福祉、他に分類されない会員制団体、対事業所サービス、対個人サービスからなる。

【推計方法】

県民経済計算推計値を修正して推計するほか、「経済センサス—活動調査組替集計」、「同一基礎調査」、「就業構造基本調査」等により全国C Tを按分して推計する。

⑮ 事務用品

【定義と範囲】

事務用品は該当品目が多いため、生産活動ごとに構成が大きく変化する。そのため、当部門を仮設部門として一括計上している。部門の範囲は、文具、紙製品、事務用具、写真用品が含まれ、電子式卓上計算機、印刷用紙及び鋏は事務用品として含む。

【推計方法】

県C Tに全国表の投入係数を乗じて求めた各産業の投入額の合計値を生産額とする。

⑯ 分類不明

【定義と範囲】

この部門は、他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動である。  
また、当部門は他の行及び列部門の推計上の誤差の集積としての役割もある。

(2) 投入額の推計

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

基本分類（391列）で推計する。

全国表列部門別の県C Tに、全国表の投入係数を乗じる。

(3) 粗付加価値部門の推計

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|  |  |  |

基本分類（391列）で推計する。

① 家計外消費支出（行）

### 【定義と範囲】

家計外消費は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費を範囲とする。粗付加価値部門では、産業ごとにその投入額が計上される。

### 【推計方法】

各列部門産業ごとの県内生産額に全国表の係数を乗じて算出する。

## ② 雇用者所得

### 【定義と範囲】

雇用者所得とは、県内の民間、政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物など一切の所得である。雇用者所得も県内概念として把握されるため、居住者、非居住者を問わず、県内で発生した雇用者所得の所得をもって雇用者所得としている。

雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対する所得を範囲とし、自営業主の所得は、営業余剰に含める。

なお、雇用者所得は、賃金・俸給、社会保険料（雇用主負担）、その他の給与及び手当により構成される。

### 【推計方法】

列産業別県内生産額に国係数を乗じて1次試算値を求める。

製造業以外は、県民経済計算数値を総額として先ほど求めた1次試算値で按分推計し、製造業は県民経済計算数値を総額として、「経済センサス—活動調査組替集計」の給与額で按分推計する。

## ③ 営業余剰

### 【定義と範囲】

粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税—補助金）を控除したものを範囲とし、計数調整の役割も担う。営業余剰の内容は、各産業部門の営業余剰、支払利子等からなる。この場合、営業外収入である受取利子や受取配当は含めないが、これは、各部門をいわゆる生産活動単位で規定し、所得をそれが発生した源泉産業に帰属させるためである。個人業主や無給の家族従業者などの所得は、雇用者所得ではなく、営業余剰に含められる。

なお、非市場生産者（一般政府）及び非市場生産者（対家計民間非営利団体）の生産額は、生産コスト（経費総額）に等しいと定義されているため、営業余剰は発生しない。営業余剰は市場生産者にのみ発生する。

### 【推計方法】

列産業別県内生産額に国係数を乗じて1次試算値を求める。

県民経済計算数値を総額として先ほど求めた1次試算値で按分推計する。

また、最終的にここで数値の調整を行う。

## ④ 資本減耗引当

### 【定義と範囲】

固定資本の価値は生産過程において消耗されていくが、この価値の減耗分を補填

していくために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。減価償却費は、固定資本の通常の摩耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故等による不慮の損失に対するものである。

**【推計方法】**

列産業別県内生産額に国係数を乗じて1次試算値を求める。

製造業以外は県民経済計算数値を総額として先ほど求めた1次試算値で按分推計し、製造業は県民経済計算数値を総額として、「経済センサス―活動調査組替集計」で按分推計する。

⑤ 資本減耗引当（社会資本等減耗分）

**【定義と範囲】**

一般政府の保有する道路、ダム及び防波堤のような建物、構築物等の資産（社会資本）について、その固定資本の価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用であり、「資本減耗引当」と同様に減価償却費と資本偶発損を範囲とする。

当部門の対象となる固定資本の範囲は、「政府建物等」に加え、「道路、港湾、航空、下水道、廃棄物処理、都市公園、自然公園、治水、農業（灌漑施設）、林業（林道）、漁業、学校施設、社会教育施設等」を対象としている。

**【推計方法】**

列産業別県内生産額に国係数を乗じて1次試算値を求める。

県民経済計算数値を総額として先ほど求めた1次試算値で按分推計する。

⑥ 間接税

**【定義と範囲】**

間接税は、財・サービスの生産、販売、購入または使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。

また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含まれる。消費税はここに含まれる。ただし、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税に含めず、最終需要の控除項目として県表では、移輸入に含めて計上する。

**【推計方法】**

列産業別県内生産額に国係数を乗じて1次試算値を求める。

製造業以外は県民経済計算数値を総額として先ほど求めた1次試算値で按分推計し、製造業は県民経済計算数値を総額として、「経済センサス―活動調査組替集計」で按分推計する。

⑦ （控除）補助金

**【定義と範囲】**

補助金は、産業振興を図る、あるいは製品の市場価格を低下させる等の政府の政策目的によって、非市場生産者（一般政府）から市場生産者に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰入れも補助金に含まれる。県民経済計

【推計方法】

県民経済計算数値を総額として先ほど求めた1次試算値で按分推計する。

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

① 家計外消費支出（列）

家計外消費は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費を範囲とする。最終需要部門では全産業での消費額が財別に計上される。

粗付加価値部門の家計外消費支出（行）の合計値をそのまま最終需要部門の家計外消費支出（列）の合計とし、これを全国表の計数を用いて部門ごとに按分推計する。

家計の財・サービスに対する消費支出額から、同種の販売額（中古品と屑）を控除し、県外から受け取った現物贈与の純額を加算し、さらに県内居住者の県外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対する全ての支出を指し、使用せずに残ったものを含めた財の購入額の全てを消費支出として計上する。

【推計方法】

③ 对家計民間非營利団体消費支出

## 61

対家計民間非営利団体が経済的に意味のない価格で提供する財・サービスに関する支出のうち、対家計民間非営利団体自身が負担した費用。すなわち、供給されるサービスの生産額（生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの。

【推計方法】

県内生産額に国計数比率を乗じて推計する。

④ 一般政府消費支出

【定義と範囲】

一般政府が経済的に意味のない価格で提供する財・サービスに関する支出のうち、一般政府自身が負担した費用。すなわち、供給されるサービスの生産額（生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの。

【推計方法】

県民経済計算数値に全国表の産出パターンを乗じて推計する。

⑤ 一般政府消費支出（社会資本等減耗分）

【定義と範囲】

一般政府が経済的に意味のない価格で提供する財・サービスに係る固定資本減耗分を範囲とする。詳細は粗付加価値部門に記載している。

【推計方法】

県民経済計算値を基に、全国表の産出パターンを用いて推計し、修正を加える。

⑥ 県内総固定資本形成

【定義と範囲】

非市場生産者（一般政府）、非市場生産者（対家計民間非営利団体）及び市場生産者並びに家計による、県内における建設物、機械、装置、防衛装備品等の固定資産の取得からなり、資産の取得に要した資産の本体費用、据付工事費、運賃マージン、中古資産の取引マージン等の直接費用が含まれる。なお、特許権、のれん代等の非生産資産は含まない。

土地は、非生産資産であるため、固定資本形成には含まないが、土地の購入価格を除いた造成・改良費は計上される。

通常の資産の維持・修理等は資本形成とはしないが、資産の耐用年数を延長する場合と、偶発損に対する大補修、大改造は、原則として資本形成として計上する。

生産が長期に亘る資産（長期生産物）は、使用者が所有権を得たとみなされる時点まで在庫に計上される。

自己勘定（自家用に用いる資本の生産）については、使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても進捗量を資本形成として計上する。ただし、建設の仕掛品の場合は、所有権の移転がなくても工事進捗量を資本形成に計上する。

家畜のうち、資本用役を提供するものについては、成畜でなくとも成長増加分を資本形成に計上する。ただし、育成を専門に行っている生産者が所有する販売前の家畜の成長増加分は在庫に計上する。果樹、桑、茶木等資本用役を提供する植物は

自己勘定は成長増加分を資本形成に計上する。

なお、前述 3（3）に記載のとおり、08SNAに対応するため、必要な定義・範囲の拡張を行っている。

【推計方法】

公的と民間に分けて推計する。

ア 公的

（ア）建設……県内生産額に建設公共部門と民間土木部門の比率を乗じて推計

（イ）それ以外……県内生産額×国同項目値／国生産額

イ 民間

（ア）農業……成長増加分を計上

（イ）建設……県内生産額に建設公共部門と民間土木部門の比率を乗じて推計

（ウ）それ以外……県民経済計算数値から上記農業及び建設を減じ、残値に全国表の産出パターンを乗じて推計

⑦ 在庫純増

【定義と範囲】

在庫純増は、以下の 4 項目について、それぞれの物理的増減を年間平均市中単価で評価している。

ア 生産者製品在庫……財を生産する産業における販売または出荷待ちの商品

イ 半製品・仕掛品在庫……財を産出する産業が一部加工、組み立て、育成途中のもので、通常さらに手を加えることなしには、他の事業所に対して販売、出荷、引き渡しされないもの

ウ 流通在庫……卸・小売業に分類される生産者によって取得された財

エ 原材料在庫……市場生産者、非市場生産者（対家計民間非営利団体）及び非市場生産者（一般政府）が保有する原材料等（前述 3（3）に記載のとおり、08SNAに対応するため、必要な定義・範囲の拡張を行っている。）

【推計方法】

ア 生産者製品在庫、イ 半製品・仕掛品在庫

A 製造業は「経済センサス—活動調査組替集計」により推計

B それ以外は国数値を県／国生産額の比率で按分推計

ウ 流通在庫、エ 原材料在庫

全国値を県内需要の対全国比で按分推計

A 県流通在庫＝国流通在庫×県内需要／国内需要

B 県原材料在庫＝国原材料在庫×県内需要／国内需要

⑧ 移輸出

【定義と範囲】

県内で生産された財・サービスの国外に対する輸出及び他都道府県に対する移出からなる。財の単なる通過は計上しない。

なお、前回表では、県内最終需要の 1 部門として「調整項」を計上していたが、

前述 3（2）のとおり、国の変更に合わせて削除し、相当額を当部門に含めている。

【推計方法】

「商品流通調査」、「島根県海外展開概況調査」、「経済センサス—活動調査組替集計」、関係機関資料等により推計する。

⑨ （控除）移輸入

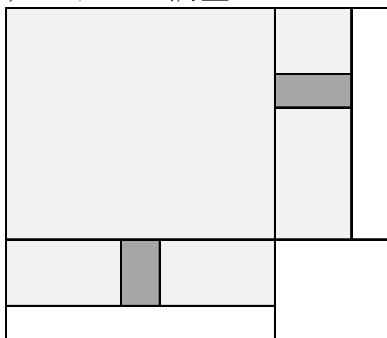
【定義と範囲】

財・サービスの国外からの輸入及び他都道府県からの移入からなり、関税及び輸入品商品税を含む。移輸入された財・サービスは県内で消費され、財の単なる通過は計上しない。

【推計方法】

「商品流通調査」、「島根県海外展開概況調査」、「経済センサス—活動調査組替集計」、関係機関資料等により推計する。

（5）バランス調整



統合小分類（187部門）で行う。

内生部門及び外生部門の1次試算値を求めた後、行方向及び列方向の両面に亘って計数調整を行い、行方向の和と列方向の和とが一致するように調整作業を行う。その際、行方向は主に移輸入を、列方向は主に営業余剰を調整項目とする。

## 5 県民経済計算との関係

地域産業連関表と県民経済計算は、双方とも都道府県という行政区域を単位として一定期間における経済活動の成果を計測しようとするものである。

県民経済計算は、県内概念あるいは県民概念の経済循環と構造を生産・分配・支出の各方面からマクロ的に把握することにより、県経済の実態を体系的に明らかにするものである。

これに対し、産業連関表は、県民経済計算では考慮していない商品別中間生産物の取引を詳細に捉えることに視点を置いている。また、産業間の生産技術的な連結を明示的に捉えるため、各部門間の取引は経常的な財・サービスの取引に限られ、所得の受払いや金融収支に関する取引は除かれている。

このように、両者はその対象を同じくしているが、統計としての基本的な性格に違いがある。もともと県民経済計算の計数と産業連関表の外生部門（粗付加価値及び最終需要）の計数とは、同じ県経済の循環を捉えたものであり、本来一致すべきものであるが、産業連関表と県民経済計算はそれぞれ独自の概念規定があり、そのままの形では完全には一致しない。大まかな対応関係は次のとおりである。

(1) 産業連関表と県民経済計算の関係

| 産業連関表                                                                                      | 調整項目     | 県民経済計算             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------------|
| 最終需要部門 計 =<br>家計外消費支出<br>+ 民間消費支出<br>+ 一般政府消費支出<br>+ 県内総固定資本形成<br>+ 在庫純増<br>+ 移輸出<br>- 移輸入 | 一家計外消費支出 | ≡ 県内総生産<br>(支出側)   |
| 粗付加価値部門 計 =<br>家計外消費支出<br>+ 雇用者所得<br>+ 営業余剰<br>+ 資本減耗引当<br>+ 間接税<br>- 経常補助金                | 一家計外消費支出 | ≡ 県内総生産<br>(生産側)   |
| 県内生産額 計 =<br>中間投入 計<br>+ 粗付加価値 計<br>中間需要 計<br>+ 最終需要 計<br>- 移輸入                            | —        | ≡ 生産面<br>産出額 (名目値) |

(2) 主な相違点

① 屑・副産物

産業連関表では、原則として屑・副産物の発生をマイナス投入方式で処理するため、商品別生産額に影響がない。一方、県民経済計算では、生産過程で生じた屑・副産物を当該商品の生産額に含めている。このため、県民経済計算の商品別生産額は、産業連関表取引基本表の屑・副産物分（産業発生分）だけ大きくなっている。

また、産業連関表では、再生資源回収・加工処理部門を設け、回収・加工に要する経費を計上しているが、県民経済計算では、再生資源回収・加工処理を部門として設けていない。

② 自家輸送・事務用品・企業内研究開発

産業連関表では、作表・分析上の観点から、自家輸送（旅客自動車・貨物自動車）、事務用品を仮設部門としている（企業内研究開発は独立部門）。一方、県民経済計算では、自家輸送、事務用品及び企業内研究開発を部門として設けておらず、他の各投入部門に割り振っている。

③ 家計外消費支出

産業連関表では、家計外消費支出を外生部門である最終需要及び粗付加価値にそれぞれ計上しているのに対し、県民経済計算では、家計外消費支出を各産業の生産活動に直接必要とする経費として内生部門で取り扱っている。そのため、産業連関表は県民経済計算と比べて最終需要及び粗付加価値の値が大きくなっている。

④ 対外取引

ア 県民経済計算は県外からの所得の受取と県外への所得の支払（雇用者報酬等）が含まれているが、産業連関表は「県内概念」であるため、これらを含まない。

#### イ 関税及び輸入品に係る輸入品商品税

産業連関表では、関税及び輸入品に係る輸入品商品税を移輸入部門に計上しており、各商品の輸入額にこれらを付加した額が各需要先に産出される。

一方、県民経済計算では、これらを「生産・輸入品に課される税」（間接税）として取扱い、付加価値部門に計上する。その際、間接税は、税を直接支払った経済活動別に計上することを原則としているが、その配分が困難なため一括「輸入品に課される税・関税」として付加価値部門に計上する。

#### ウ 輸入品価格

産業連関表では輸出品の価格はFOB価格で評価し、輸入品の価格はCIF価格で評価しているが、県民経済計算では、輸出品、輸入品ともにFOB価格で評価している。

#### ⑤ 消費税（投資控除）

消費税納税額については、産業連関表及び県民経済計算ともに、間接税（生産・輸入品に課される税）に含まれている。

ただし、産業連関表における消費税の表章形式は、全ての課税対象について税込みの価格で表示している（グロス表示）。

一方、県民経済計算では、我が国の消費税制度が設備投資、在庫投資について前段階課税分の控除を認めているため、投資にかかる消費税額を投資額より一括控除している（修正グロス表示）。

#### ⑥ その他

前述①～⑤以外にも次のような違いがある。

ア 作成作業の対象期間は、県民経済計算では「会計年度」であるが、産業連関表は「暦年」である。

イ 部門分類は、県民経済計算では「事業所ベース」で分類しているのに対し、産業連関表では、「アクティビティベース」で分類している。

ウ 対象地域は、県民経済計算では県経済を把握するため県内概念（属地主義）と県民概念（属人主義）である。県民経済計算体系における県内概念とは、県という行政区域内での経済活動を、携わった者の居住地に関わりなく把握するものである。一方、県民概念とは県内居住者の経済活動を、地域に関わりなく把握するものである。なお、ここでいう居住者とは個人のみならず、法人企業、政府機関等も含まれる。

産業連関表は県内概念（属地主義）である。